

## 理事の職務権限規程

### 第1章 総則

#### (目的)

第1条 この規程は、公益財団法人お金をまわそう基金（以下「当財団」という。）の定款第24条の規定に基づき、理事の職務権限を定め、公益財団法人としての業務の適法かつ効率的な執行を図ることを目的とする。

#### (法令等の順守)

第2条 理事は、法令、定款及び当財団が定める規範、規程等を順守し、誠実に職務を遂行し、協力して、定款に定める当財団の目的の遂行に寄与しなければならない。

### 第2章 理事の職務権限

#### (理事)

第3条 理事は、理事会を構成し、法令及び定款の定めるところにより、職務を執行する。

#### (代表理事)

第4条 代表理事の職務権限は、法令、当財団の定款及び別表に掲げるもののほか、次のとおりとする。

- (1) 代表理事として当財団を代表し、その業務を総理する。
- (2) 理事会を招集し、議長としてこれを主宰する。
- (3) 毎事業年度に4か月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告する。

#### (業務執行理事)

第5条 業務執行理事の職務権限は、法令、当財団の定款及び別表に掲げるもののほか、次のとおりとする。

- (1) 必要に応じて業務執行理事を置いた場合、代表理事を補佐し、当財団の業務を執行することができる。また、代表理事に事故があるとき又は代表理事が欠けたときは、その職務を代行することができる。
  - (2) 必要に応じて業務執行理事を置いた場合、毎事業年度に4か月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告する。
- 2 業務執行理事を置いていない場合かつ代表理事に事故があるとき又は代表理事が欠けたときは遅延なく理事会で代表理事を選任する。

### 第3章 補 則

(細 則)

第6条 この規程に定めるもののほか、この規程の実施に必要な事項は、理事会の決議により別に定めることができる。

(改 廃)

第7条 この規程の改廃は、理事会の決議による。

附 則

この規程は、2019年10月10日から施行する。

(別表) 理事の職務権限

項目	決裁権者	
	代表理事	業務執行理事
役割	・当財団を代表し、その業務を総理 ・評議員会の招集	・代表理事を補佐し、当財団の業務を執行 ・代表理事の事故時等の職務執行
事業計画案及び予算案の作成に関すること	○	
事業報告案及び決算案の作成に関すること	○	
人事及び給与制度の立案及び報告に関すること	○	
重要な使用人以外の者の任用に関すること	○	
規程案の作成に関すること	○	
国外出張に関すること	○	
支出に関すること		
1件50万円以上	○	
1件50万円未満		○
職員の教育・研修に関すること	○	
渉外に関すること		○
福利厚生（役員含む）に関すること		○
外部に対する文書発簡		
重要なもの	○	
比較的重要なもの		○
一般事務連絡		○

(注) 上記にかかわらず、業務執行理事が不在時等、業務執行理事がその決裁権限を凝視できない場合において、代表理事が業務執行理事に代わり決裁を行うことができる。なお、業務執行理事を置いていない場合、代表理事が決裁を行う。

業務執行理事を置いていない場合かつ代表理事に事故時等があるとき又は代表理事が欠けたときは遅延なく理事会で代表理事を選任し業務を執行する。